

## 高萩市安全・安心な飲料水の保全条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高萩市安全・安心な飲料水の保全条例（平成28年高萩市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(同意の申請)

第3条 条例第8条第2項に規定する規則で定める申請書は、同意申請書（様式第1号）とする。

2 前項の同意申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めた書類については、省略することができる。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業区域等状況調書（様式第3号）
- (3) 別表に定める図書

(説明会の開催)

第4条 事業者は、条例第9条第1項に規定する説明会を開催する場合は、事前に市と、日程、場所、関係住民等への公表方法及び説明内容等について協議するものとする。

2 条例第9条第2項の規定による通知は、説明会通知書（様式第4

号)を提出することにより行うものとする。

3 条例第9条第4項の規定による報告は、説明会報告書(様式第5号)を提出することにより行うものとする。

(同意)

第5条 条例第10条第1項の規定による通知は、同意通知書(様式第6号)又は不同意通知書(様式第7号)により行うものとする。

(変更の届出)

第6条 条例第11条の規定による変更の届出は、変更届出書(様式第8号)に第3条第2項に規定する書類等のうち、変更に係るものを添付して提出することにより行うものとする。

(地位の承継)

第7条 条例第12条の規定による地位承継の届出は、地位承継届出書(様式第9号)を提出することにより行うものとする。

(事業着手の届出等)

第8条 条例第13条第1項の規定による事業着手の届出等は、事業(着手・中止・再開・終了)届出書(様式第10号)又は工事完了届出書(様式第11号)を提出することにより行うものとする。

(身分証明書)

第9条 条例第14条第2項に規定する規則で定める証明書は、身分証明書(様式第12号)とする。

(指導、助言)

第10条 条例第15条第1項に規定する指導又は助言は、指導(助言)通知書(様式第13号)により行うものとする。

2 条例第15条第2項の規定による報告は、措置及び対処記録簿(様式第14号)を市に提出することにより行うものとする。

(勧告)

第11条 条例第16条の規定による勧告は、勧告書(様式第15号)により行うものとする。

(公表)

第12条 条例第17条第1項の規定による公表は、高萩市公告式条例(昭和29年高萩市条例第3号)に定める掲示場における掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(意見を述べる機会)

第13条 条例第17条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、意見を述べる機会の付与通知書(様式第16号)により行うものとする。

2 前項の規定により通知を受けた事業者は、当該公表に係る意見を述べようとするときは、公表に関する意見書(様式第17号)により行わなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

添付書類	備考
位置図及び案内図	
土地利用計画図	縮尺 1, 000分の1以上
土地造成計画平面図	縮尺 1, 000分の1以上
土地造成計画断面図 (縦断面図・横断面図)	縮尺 縦1, 000分の1以上
排水施設構造図	排水施設を設置する場合に添付
建築物(工作物)設計図	平面図、立面図及び横断面図
公図(字限図)	公図(字限図)は、説明に係る範囲、地番及び所有者を記入する。
公共施設との土地境界確認書の写し	
排水に係る土地境界確認書の写し	
事業区域内の土地の登記事項証明書	
工事施工方法書(計画書)	作業方法及び工法、安全対策を示した図書
工事実施体制表	施主、工事施工者、保守管理者等を示した図書
事業終了後の計画書	
関係法令等による許認可等を受けている場合は、その許可書等の写し	
その他市長が必要と認める図書	